

報告第 1 2 号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提 出
志摩市長 橋 爪 政 吉

記

(%)

特別会計の名称	資金不足比率
志摩市水道事業会計	— (2 0 . 0)

※ 括弧内の数値は、経営健全化基準である。